

平成17年6月24日

各位

 会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 ティエロー ポルテ
 (コート番号 : 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)割当に関するお知らせ

当行は、平成17年6月24日開催の当行第5期定時株主総会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき決議いたしました新株予約権の発行について、本日開催の取締役会において下記のとおり第5回～第8回の新株予約権発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

	第5回	第6回	第7回	第8回
1 新株予約権の発行日	平成17年6月27日			
2 新株予約権の発行数 (新株予約権1個当りの 目的となる株式数は 1000株)	5,145個	3,145個	1,390個	603個
	いずれも上限。発行数は平成17年6月27日に確定する			
3 新株予約権の目的となる 株式の種類および数	当社普通株式 5,145,000株	当社普通株式 3,145,000株	当社普通株式 1,390,000株	当社普通株式 603,000株
	いずれも上限。株数は平成17年6月27日に確定する			
4 新株予約権の発行価額	無償			
5 新株予約権行使に際し て払い込むべき1株当 りの金額(行使価額)	平成17年6月27日に確定する			
6 新株予約権の行使によ り発行または 移転され る株式の総額	平成17年6月27日に確定する			
7 発行価額中資本に組入 れる額	行使価額(平成17年6月27日に確定する。)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げた額とする。			
8 勧誘の相手方およびそ の人数	当行取締役、執行役および 従業員 計462名	当行取締役、執行役および 従業員 計40名	当行執行役および従業員 計135名	当行執行役および従業員 計35名
9 新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成27年6月23日	平成17年7月1日～ 平成27年6月23日	平成19年7月1日～ 平成27年6月23日	平成17年7月1日～ 平成27年6月23日
10 新株予約権の行使条件	平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成19年7月1日以降行使可能とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成20年7月1日以降行使可能とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成20年7月1日以降行使可能とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。

【参考】 (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成17年5月24日
 (2)定時株主総会の決議日 平成17年6月24日

以上